

## 職場環境と生活環境の規制の違いについて

**Q**

テレビ、新聞などを見ていると、職場では従業員が微量汚染曝露を受けてもほとんど問題にならない物質についても、一方で同じ物質が生活環境において検出されたとなると、マスコミは大きく報道します。(例えば、発ガン性物質検出される！)

また、公害関係になると規制基準を超えた場合、操業停止にされたりすることがあるというふうに聞いています。

このように職場環境と生活環境では、規制について大きい差があるように思いますがなぜでしょうか。

**A**

労働の場と生活の場（公害）との規制の違いの要因として、次のようなことが考えられます。“労働の場”と“生活の場”の違いを比較してみると、

### ① 生活の場では、ばく露時間が長く、より影響を受け易い人達が対象となります。

ばく露時間は、労働の場では労働時間に限定されますが、生活の場では休日に関係なく 1 日 24 時間であり、ばく露時間に大きな差 (4.38 倍) があることとなります。

[1 年を 365 日、年間の労働時間を 2000 時間とすれば、 $365 \times 24 \div 2000 = 4.38$  倍]

また、生活の場では労働者以外に抵抗力の弱い（より影響を受け易い）胎児、幼児及び老人までが対象となります。

この様に労働の場に対して生活の場では、ばく露時間が長くより影響を受け易い人達が対象となるため、よりきびしい規制基準を設定する必要があるわけです。

### ② 生活の場は、選択することができません。

労働の場では、職場（会社）を選択することができますが、通常、生活の場においては、他の場所に引越すという手段しか選択することができません。

以上のような要因によって、職場環境と生活環境では、規制について大きい差が生じているものと思われます。